

発議第13号

松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について

上記議案を別紙のとおり市川市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和5年2月15日

提出者

市議会議員	清水	みな子
〃	増田	好秀
〃	中山	幸紀
〃	稲葉	健二
〃	越川	雅史

松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう
勧告する決議

本市議会は、先の12月定例会において、「松井努議員（会派「緑風会」）に対し、議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する決議について」を可決した。

これは、松井議員が、令和3年12月8日の市川市議会本会議において、他人の私生活にわたる言論を展開したこと等について議会が科した陳謝の懲罰を受け入れ、令和4年2月8日、議場において陳謝したにもかかわらず、その直後から態度を翻し、「私が、陳謝したのは、逆らったときには、それ以上の罰を受けると聞いていたので、読んだだけで弁明においても、委員会において一切罪は認めていない」などといった趣旨の態度を表明するなど、地方自治法及び本市議회를愚弄し、懲罰制度を有名無実化する言動を繰り返してきたことから、その責任を糾すための発議であった。

しかしながら、松井議員は責任の取り方を示すどころか、一切の瑕疵なく適法に可決されたこの決議案について、「議員による議会を使った憲法違反」「過半数をそろえれば何でも出来る無法議会」「憲法違反を犯してまで私に制裁を加えている」「議長の地方自治法違反」などと、客観的事実に基づかない内容で、市議会ならびに議長及び発議に賛成した各議員を一方的に誹謗中傷するビラを令和5年2月10日付で市内の一部に配布するなど、前代未聞の暴挙に及んでいる。

もちろん、客観的事実や証拠等に基づいている限りにおいては、自らの責任において市議会の内容等につきビラを発行すること自体に問題はない。この点、松井議員のケースが特に悪質であると指摘せざるを得ないのは、「憲法違反」「議長の地方自治法違反」などという客観的事実が一切認められていないにもかかわらず、読者に無用な誤解を与え、市民を不安と混乱に陥れ、市政に対する市民からの信頼の失墜を企てている点にある。

なお、松井議員が特段の理由もなく、「不法行為」などと騒ぎ立てるのは今

回に限ったことではなく、これまでも幾度となく繰り返されてきた悪癖である。例えば、令和5年1月27日に千葉地方裁判所民事第2部より判決が言い渡された「令和4年(ワ)800号 名誉棄損による慰謝料請求事件」に際しても、松井議員は22名の議員が自らに対する懲罰動議に賛成したことなどを以て、「原告の名誉を毀損する行為である」などとして慰謝料の支払いを求めたものの、裁判官からは「原告の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとする」と結論付けられていることが象徴的である。こうした客観的な事実を照らせば、通常の判断能力を有する一般人であれば誰しも、松井議員の主張は客観的事実に基づかない一方的な主張であり、その主張には理由がないものと理解するはずである。

本来であれば、松井議員は市議会議長を2度も務め、地方議会の運営に最も精通している市議会議員として他の模範となるべき立場であるべきところ、法規則等を遵守・尊重するといった規範意識に著しく欠けていることが明らかになったばかりか、今後の更生をも期待できない以上、残念ながら市議会議員に求められる資質がないものと判断せざるを得ない。また、松井議員がSNS等を通じて今後も同様の言動を繰り返すことを表明している以上、本市議会としても毅然とした対応をせざるを得ない。よって本市議会は、松井努議員に対して、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告する。

以上

提案理由

松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告するため本決議を提案するものである。